

1 運用指針策定の趣旨

(1) 趣旨

ア 我が国は、急速な都市化の時代を経て、人口減少、少子・高齢化の進展に伴う安定・成熟した都市型社会の時代を迎え、地域の実情に応じた個性豊かな、うるおいのある都市づくりに取り組むことが益々必要となっています。

イ 本県においても、県人口の減少が続く中、都市活力の低下や、中心市街地の衰退、交通混雑や環境問題の発生等、様々な都市問題が発生しています。

ウ このような状況に対して本県では、活力にあふれ個性とうるおいのあるまちづくりを推進していくための方針として「鹿児島県都市計画基本方針」(平成21年3月改訂)を示すとともに都市計画区域マスタープランを定めています。

エ このマスタープランに基づく都市計画制度の具体的な運用においては、国の「都市計画運用指針」などの考え方を基本としつつ、本県の実情を踏まえた都市計画制度の運用の考え方を示すガイドラインとして、「鹿児島県都市計画運用指針」(以下、「県都市計画運用指針」という。)を改訂することとしました。

2 運用指針の位置づけ

(1) 運用指針の位置付け

「鹿児島県都市計画基本方針」では、5つの都市づくりの目標を掲げ、都市づくりに向けた7つの基本的な都市計画の方針を示しています。「県都市計画運用指針」は、この都市計画基本方針に沿って具体的な都市計画制度の運用を図る際の考え方を示すものです。

(2) 運用指針の役割

ア 都市計画制度の運用については、国の「都市計画運用指針」に基本的な考え方が示されていますが、「県都市計画運用指針」においては、国の指針に示された多様な考え方の中から、本県の地域特性、都市特性に応じて積極的に活用すべき都市計画制度を選択し、その運用の体系化を図っています。

イ 県都市計画運用指針に示された考え方は、県決定の都市計画に関する検討、計画策定の際の基本的な考え方を示すものですが、あわせて県内各市町村による都市計画決定に際して、県から技術的助言を行う場合の基本的な考え方を示すものでもあります。県内各市町村による都市計画行政において、その円滑な推進が図られるよう活用されることが望まれます。

ウ 都市計画体系における位置付け

